

市民文教常任委員会会議記録（概要）

平成27年9月4日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第80号「所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

西沢委員

議案第80号の資料における第27条の特定個人情報の開示を受ける場合について詳しく伺いたい。

前田市民相談
課長

個人情報の開示とは、自己に関する個人情報がどこに存在し、どのように取り扱われているか、個人自ら市が保有する公文書に記録された自己の個人情報の開示を請求し、閲覧あるいは写しの交付を受けるものです。今後、特定個人情報が取り扱われることとなりますので、それにまつわる情報の開示についても、同様の取り扱いをすることとなります。

西沢委員

現行の条例では、開示手数料はかからないという規定であったかと思うが、今回、この開示手数料等という項目で、減免規定が設けられているが、この点について伺いたい。もともと、開示手数料がかからないのに減免規

定を設けたということの意味について確認したい。

前田市民相談
課長

開示手数料は、これまでも取っておりません。ここに規定している費用は、写しの作成に要する費用、要するに、開示請求者が、開示した情報の写しを持って帰りたいといった場合、これまでと同様に実費分の負担をお願いするものです。この度は、特定個人情報に関するものについては負担いただかない、減免するという規定を新しく追加するものです。

西沢委員

現行の個人情報保護条例においても写しの交付を求める開示請求はあったかと思うが、そういったときでも実費分は負担してもらっていたのか。

前田市民相談
課長

これまでも負担していただいていた。

西沢委員

それは規則に基づいて負担してもらっていたのか。

前田市民相談
課長

所沢市個人情報保護条例第27条第2項に基づくものです。

西沢委員

この度の議案においては、現行では特定個人情報の減免規定がなかった

ため、第3項としてそれに係る規定を追加したという理解でよいか。

前田市民相談
課長

そのとおりです。

小林委員

議案資料の第8条のオンライン結合による提供について、第1項第2号では、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」とあるが、具体的にはどういったことが想定されるのか。

前田市民相談
課長

従来の個人情報に係るオンライン結合を例に申し上げると、災害共済の給付事務、これは、小中学校でお子さんがけがをしてしまった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの見舞金の支出等に係る事務がありますが、こういった事務において申請をするときにオンライン結合を行う、といったことがあげられます。

小林委員

所沢市個人情報保護条例の一部改正は、マイナンバー制度が開始されることによるものであり、特定個人情報保護評価にあたっては、厳しい評価をしなければならないが、特定個人情報保護評価について、詳しく伺いたい。

前田市民相談 課長 社会保障・税番号制度の導入に際しては、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から、個人情報一元管理、個人情報の追跡・突合に対する懸念、財産的被害等が懸念されてきたところです。この特定個人情報保護評価は、こういった懸念を払拭するための制度の一つです。事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取り扱いに伴う、個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講ずるために実施機関が行うものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。

小林委員 この評価制度と第三者点検とは、どのように関わってきているのか。

前田市民相談 課長 第三者点検とは、地方公共団体等が、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、合議制の機関として、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者等の意見を聴くものです。この第三者点検として、所沢市においては、個人情報の審議会に諮って認めていただくという仕組みになります。

小林委員 所沢市情報公開・個人情報保護審査会とその審議会は別のものか。

前田市民相談 所沢市情報公開・個人情報保護審査会と審議会があり、所沢市情報公

課長

開・個人情報保護審議会において、第三者点検を行います。

小林委員

審査会と審議会の組織形態はどうなっているのか。審査会の中に審議会を設けているのか。

前田市民相談

課長

審査会は、情報開示について行政側がある決定をしたときに、その決定の内容に不服等があった場合に、双方の意見を聞くなどして、それが正しい判断であったかを審査する会であり、審議会とは別に設けられています。審議会は、事前に、目的外利用の適否等について審議する会であり、審査会とは別のものです。

小林委員

所沢市情報公開・個人情報保護審議会では、どういったことを具体的に行うのか。

前田市民相談

課長

特定個人情報保護評価として審議会にかけたものとしては、原則、全項目評価について審議が行われました。全項目評価書を事前に委員の方へ配布し、その審議会において、担当から中身について細かく説明し、質疑が行われ、了承をいただければ審議会から答申がでるという流れです。

小林委員

審議会の構成メンバーはどうなっているのか。

前田市民相談 10人で構成されており、大学の先生や、知識経験者、弁護士、一般公
課長 募の方では、かつて仕事で個人情報を取り扱われていた方、システム関係
の仕事がされていた方が入っています。

小林委員 大学の先生というのは、それなりの、個人情報の問題について精通した
方なのか。

前田市民相談 そのとおりです。
課長

小林委員 特定個人情報保護評価を行うにあたっての手順や審査時間等について
伺いたい。

鈴木市民部長 新しい仕組みであり、評価項目は多岐にわたりますので、わかりやすい
説明や資料の提供等により、適切な審査ができるように対応したいと考
えています。全項目評価では、評価事項について詳細にリスク点検ができる
内容になっています。

小林委員 今後、取り扱う情報は増加することもあるわけだが、そういった場合、
いかに対応していくのか。

前田市民相談
課長

内容や手続きに変更があれば、見直しが行われます。

西沢委員

市の例規集に、情報公開・個人情報保護審査会条例というものがあるが、これと同様と理解してよいか。

前田市民相談
課長

審査会は、事後のことを審査するものです。委員は5人です。審議会は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を目的とするもので、委員は10人です。

西沢委員

常設の審議会なのか。

前田市民相談
課長

常設のものです。

西沢委員

オンライン結合に係る規定が新たに追加されるわけだが、所掌事務の変更等を今後行うという理解でよいか。

前田市民相談
課長

オンライン結合はこれまでも行っていましたが、今回、特定個人情報という新たな情報が入りましたので、こちらについて対応するものです。これまでも、オンライン結合に係る事前での目的外利用の適否に係る審議は

行われてきました。

石原委員

5人の審査会の構成メンバーについて伺いたい。

前田市民相談

弁護士が2人、学識経験者の方が3人の構成となっています。

課長

石原委員

審査会が実際に審査をした事例はどのくらいあるのか。

前田市民相談

平成13年から、30件～40件ほど審査を行いました。

課長

小林委員

今後、この10人の審議会の構成人数を増やす等、さらに強化していくということもあるのか。

前田市民相談

わかりやすい説明、判断しやすい形で審査をお願いすることに努めていきますが、この第三者点検については、所沢市の審議会で点検されて了承されたものは、次に国の第三者機関に提出され、ここにおいても検討がなされます。最終的には、特定個人情報保護評価書をホームページにおいて公表しており、どなたでもご覧いただける環境となりますので、現在、審議会の人数を増やす考えはありません。

課長

【質疑終結】

【意見】

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第80号「所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場から意見を申し上げます。

マイナンバー法の関係から出された条例で、6月議会においても個人番号カード交付事業について審議をしましたが、プライバシーそのものが守られないのではないかと、国民にはさしてメリットはなく社会保障給付の抑制や税、保険料等の徴収に利用され、今後、預金口座にも番号を適用されるため、日本年金機構の個人情報漏えいのように簡単に個人情報が漏れていくのではないかと懸念があります。番号制度を導入したアメリカや韓国等でも情報漏えいやなりすまし犯罪が多発し見直しを迫られている状況であり、莫大な国民の税金を注ぎ込んで国民の個人情報保護を二の次に国民を管理・把握するためのものであると、国会審議等でも明らかになってきており、所沢市ではそれを踏まえて第三者機関も設置して準備をしてきたということですが、これからますます情報を入れ込んでいくということを見ると、チェック体制をもっと厳しくしていかなければ情報がいとも簡単に漏えいするということが考えられます。マイナンバー法に反対することから、「所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」も反対をするものです。

石原委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第80号「所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」賛成の立場から意見を申し上げます。

行政手続きにおける個人の特定を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号制度が導入されることには、市民の多くが漠然とした不安を持っていることは有るやもしれません。しかしながら、番号法には、特定個人情報保護評価をはじめ、個人情報保護のために必要な措置が講じられることが規定されており、漏えいに関するリスク管理は厳正に行われることになっています。さらに、所沢市としても特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための条例改正を行うことは評価できるものであり、改正された条例に基づいて、しっかりと運用されていくことがわかりましたので、賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第80号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第82号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

小林委員

この条例では、番号法における通知カード、個人番号カードの再交付の場合の手数料について規定するわけだが、その前の前提として、住民基本台帳法では、実際に住んでいるところに住民票を置くことになっているわけだが、現実には、そこに住所を置くことはできない方もいるかと思う。それは、DV被害者や、高齢者で施設に入っている方、住所不定の方等への対応となるが、その点はいかに対応していくのか。

鹿島市民担当
参事

東日本大震災の被災者の方、DVの被害者、入院入所等をされている方については、通知カードを確実に本人に送付するという観点から、住所地ではなく、実際に居住している状態であれば、居所を登録申請することで、カードを送付することができますので、そういった形で対応しているところではあります。

小林委員

居所の方に送ることで、抜かりなく対応できるということか。

鹿島市民担当

そのとおりです。

参事

小林委員

住民票を置いているところに住まいがあったとしても、一人暮らしの高齢者や認知症が疑われる方もいるかと思う。また、健常者であったとしても、通知カードや個人番号カードをしっかりと保管できるのかという懸念もあるかと思うが、いかに考えているのか。

鹿島市民担当

参事

通知カードは、個人番号が記載されており、個人番号は一生使うものですので、通知カードを紛失しないようにしてほしい旨は、ホームページやチラシ、また、9月1日から市民ホールで相談コーナーを設けていますが、そういったところで、周知をしております。仮に通知カードを紛失した場合でも、再発行の手続きができます。

小林委員

個人番号カードの携帯は任意という理解でよいか。

鹿島市民担当

参事

個人番号カードについては、携帯義務はありませんが、顔写真も載っており、本人確認に使える証明書となりますので、できればお持ちになっていただいた方がよいかと思います。

小林委員

個人番号カードについては、来年1月以降に任意での申請となり、今年10月から送られるのは、通知カードなのか。

鹿島市民担当	番号法が施行されるのは、10月5日ですので、それ以降、まず、通知
参事	カードというものが、地方公共団体情報システム機構から世帯ごとに簡易書留で送付されることになっています。
小林委員	外国籍の方で、国内に住民票が置かれているという場合には、いろいろとカードを持たなければいけないのか。
鹿島市民担当	外国籍の方についても、住民基本台帳法の適用を受ける方ですので、そ
参事	ういった方にも通知カードを送りますし、申請があれば、個人番号カードを交付することになります。
小林委員	外国籍の方は、在留カードや住民基本台帳カードも持っているが、どうかかわるのか。
鹿島市民担当	特別永住者証明書や在留カード等とともに、申請した場合は個人番号カ
参事	ードをお持ちになることになります。
小林委員	通知カードの送付にあたり、例えば、この時期に引っ越しをする場合等、いつが起点となるのか。
鹿島市民担当	基準日は、10月5日ですので、10月5日時点で住民登録がある場所

参事	に通知カードが送付されます。
小林委員	住所を変更した際、通知カードの扱いはどうなっていくのか。
鹿島市民担当	住所変更の場合は、券面記載と呼んでいますが、通知カードにサインパ
参事	ネル領域というものがあり、そちらに新しい住所を転入先の市町村が記載 するという形になります。
小林委員	そうすると、引っ越しの多い人には、その都度、カードに情報が記載さ れていくという理解でよいか。
鹿島市民担当	そのとおりです。
参事	
小林委員	仮に、所沢市に転入してきた場合には、通知カードも一緒に持って来て もらい、職員は、その通知カードに、転入の手続きとともに、必要な記載 を行うという手間が出てくるという理解でよいか。
鹿島市民担当	通知カードへの新住所の記載は、職員が行います。
参事	

小林委員	記載は手書きで行うのか。
鹿島市民担当 参事	手書きによるか、券面プリンタという機器を購入し、職員の負担を軽減するか現在検討している段階です。
小林委員	職員にとっては、今までの転入届の処理事務より、倍の時間が必要になってくるのではないかと思うが、いかがか。
鹿島市民担当 参事	現在でも、住民基本台帳カードをお持ちの方について、同様に住所変更がなされた場合や結婚で名字が変わった場合等には、カードにその旨を記載していますので、負担については現在と変わらないと考えています。
小林委員	住民基本台帳カードそのものは、持っている方は極めて少数である。通知カードは全員が持つことになり、転入届の際、5人家族ということになると、それぞれの人の分について、世帯ごとにカードへ記載していかなければならないということか。
鹿島市民担当 参事	住所変更があった方については、その都度カードに記載する必要があります。
小林委員	一部では、マイナンバー制度によって、個人情報が一括して見られると

いうことから、事務の効率化につながり、人員を削減してもいいのではないかとといった議論もあるようだが、ある意味では、前よりも膨大なチェックを行う必要性が出てくる面もあるかと思う。そういったことから、人を削減する考えはないという理解でよいか。

鹿島市民担当 参事 制度自体がまだ始まっていないこともあり、例えば、個人番号カードが今後、どれぐらい交付されるかということも不明確な状態ですので、人員については、今後の状況を見て検討することになると考えています。

小林委員 通知カードの発送後、市民からの問い合わせがあるかと思うが、いかに対応していくのか。

鹿島市民担当 参事 問い合わせへの対応については、9月1日から市民ホールで相談ブースを設けています。番号法施行後は、現在の3ブースから6ブースにする予定です。また、国や地方公共団体情報システム機構以外に、所沢市独自のコールセンターも設ける予定です。そういった中で対応していくことを想定しています。

小林委員 そこに対応する人は市の正規職員か、それとも臨時職員が対応するのか。

鹿島市民担当 参事	対応する職員は、市の職員及び市民課で雇い入れる臨時職員です。
小林委員	臨時職員の方もいるわけだが、そういった中では、間違った情報の提供や誤った対応になる懸念もあるが、研修等は行っていくのか。
鹿島市民担当 参事	個人情報を取り扱う職員から情報が漏れるという懸念はあるかと思いますが、そちらについては、セキュリティの重要性の周知ということで、十分な研修や啓発等を現在も行っています。平成27年8月25日には、市民課の正規職員や臨時職員、まちづくりセンターの職員、市民課サービスコーナーの職員、まちづくりセンター長等を対象にして、研修等を行いました。
荻野委員	確認だが、個人番号カードは身分証明で使えるが、通知カードはそういった利用はできないという理解でよいか。
鹿島市民担当 参事	そのとおりです。
荻野委員	例えば、通知カードを持っていたがそれを紛失してしまい、個人番号カードはまだ申請していない場合、通知カードの再交付を受けると500円

かかってしまうが、個人番号カードは初回無料であるため、無料で個人番号カードの交付を受けることができる。紛失の場合も十分考えられるわけであり、こういったことを市として案内する、情報を出すといったことを行っていく必要があるのではないか。

鹿島市民担当 再発行の手数料について、通知カードは500円、個人番号カードは800円になります。議員ご案内のとおり、通知カードを紛失してしまい、個人番号カードの交付を希望する場合は、通知カードを再発行することなく個人番号カードの申請が可能であり、初回として発行することとなります。相談コーナーやコールセンターの職員に対しては、そういったことを周知するよう徹底してまいります。

荻野委員 個人番号カードの再交付は初回無料であるが、再交付かどうかの確認はどのように行うのか。

鹿島市民担当 個人番号カード発行の際、マイナンバーの統合端末のカードの「発行済み」欄にチェックを入れますので、再発行に来られた方は、端末で確認できます。

荻野委員 個人番号カードの交付にあたっては、基本的に本庁舎に来ることになるかと思うが、ここまで来るのが大変な方もいると思うので、今後、まちづ

くりセンター等での交付ということについてはどのように考えているのか。

鹿島市民担当 参事 通知カードを今年の10月以降に送付しますが、その中に、個人番号カードの交付申請書が入っています。それに必要事項を記入していただき、写真を張り付け、同封されている返信用封筒で地方公共団体情報システム機構に送付していただくだけで申請できるようになっています。ただし、交付の際には市役所にお越しいただくことになるので、議員ご案内のように、まちづくりセンターでの対応についても、今後考えていく予定でいます。

西沢委員 確認になるが、通知カードがなくても個人番号カードを発行してもらえらという理解でよいのか。

鹿島市民担当 参事 通知カードを紛失した方で、個人番号カードの交付を希望する方については、通知カードの再発行は必要ないことになっています。

西沢委員 そうであるならば、再発行には500円を徴取するという今回の規定は、実態とかい離している気がするが、なぜ再発行について500円という改正をするのか。

鹿島市民担当 参事 総務省からの通知があり、通知カード・個人番号カードの再発行については、それぞれ500円・800円になる旨が示されていました。それに基づき今回の手数料条例の一部改正をお願いしているものですが、市民の中には、個人番号カードまではいらないが、自分のマイナンバーは知りたい、覚えられないという方も想定され、通知カードの再交付を希望するということがあると考えられます。個人番号カードはあくまでも本人申請によるもので、申請を強制するものではありませんので、通知カードだけに留めたいという方も中にはいらっしゃるものと考えます。

西沢委員 現状では、個人番号と基本4情報が紐づけされているという状況であるが、個人番号カードを持っているメリットや以前と比べて変わるところがあるのか。

鹿島市民担当 参事 住民基本台帳カードと比べて、現在メリットはありませんが、今後、いろいろな情報が紐づけられ、国の機関相互の連携や国と地方公共団体との連携等が促進されていく中で、付加価値がついてくるのではないかと考えています。

西沢委員 番号法の改正案が衆議院で通り、今後参議院で審議されるかもしれないわけだが、今後、活用事例が広がっていく可能性があるということは、今は必要性を感じないために個人番号カードの交付申請をしない方でも、2

年、3年、4年と経ち、利用価値が上がっていった場合に、やはり交付を申請しようと思う人が出てくるのかもしれないわけだが、その時には、通知カードを受け取ってから何年も経っており、紛失して見つからない人が出てくるのが十分予想される。そういった場合でも、500円を払って再発行をするやり方でいいのか疑問である。そのことについてはどのように考えているのか。

鹿島市民担当
参事

通知カードは10月以降に送付されますが、重要なものなので、紛失しないでくださいという周知を、広報やホームページで行います。確かに、何年も経って、通知カードがどこにあるかわからないという方も中にはいらっしゃるかと思いますが、その時点で、個人番号カードの交付を希望する方については、通知カードをまず再発行してから個人番号カードを申請するのではなく、通知カードの再発行の手続きを飛ばして個人番号カードの交付申請を行うことができます。

植竹委員

通知カードの再交付の金額として500円と規定されており、総務省から示された金額とのことだが、全国一律どこも500円と定められているのか。

鹿島市民担当
参事

総務省からの手数料の取り扱いに係る通知ですので、確認は取っていませんが、どこの市町村も500円として規定しているものと考えます。

植竹委員	自治体の判断として、300円、400円とすることも可能だったのか。
鹿島市民担当 参事	500円を400円や300円にしてよいというような記載は一切なく、あくまでも再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮して国で決めたということになっています。なおかつ、再交付手数料については、お支払いただいたお金がそのまま市役所の収入になるわけではなく、通知カードや個人番号カードを実際に発行する地方公共団体情報システム機構に改めて交付金として支払うこととなっていますので、市町村によって安くすることはないものと考えます。
鈴木市民部長	総務省からの通知というのは、国から自治体宛てにくる技術的助言であり、指示とは違います。そのため、各自治体に裁量はあるわけですが、例えば、この制度の料金を原料の実費に見合わない設定とし、行政が一部負担するとなれば、個人番号カードは有効期限付きのカードであるため、今後の再交付を行っていく際の費用負担を当然考慮しなければならないこととなります。今回の手数料の設定については、再交付の原因が行政にあった場合には行政側の負担となりますが、市民ご自身によるもの場合には、実費相当分の費用負担をしていただくという考えに収まったものです。
西沢委員	国が示したモデル条例のようなものの中に、500円との規定があった

ことからこの度500円にしたのとは違うのか。要するに、実費相当分の金額は500円だが、自治体でそれを変更して400円とする場合には、差額の100円は自治体負担となる旨の通知もあるのか。

鈴木市民部長

特にそのような通知はありませんが、カード発行に係る原価について、通知カードは500円、個人番号カード800円、という記載がありました。

荻野委員

今まで住民基本台帳カードについては、運転免許証を自主返納した方については500円の手数料を免除するといった運用をしてきた。そのことを警察でも周知してきたわけだが、今回も警察において個人番号カードについても初回だったら無料となる旨を案内、お勧めするというようなことは考えているのか。

鹿島市民担当

参事

減免については、所沢市手数料条例において、生活保護法の適用を受ける方、いわゆる生活保護受給者からの申請の場合には手数料を免除できるという規定があります。生活保護受給者の方の再交付手数料については無料にする予定です。

荻野委員

生活保護の関係はそれでいいとして、運転免許の自主返納に伴う場合には、本来500円かかる住民基本台帳カードの発行手数料が無料となった

わけだが、今回、個人番号カードの発行に関しては、初回はどなたも無料ということであり、例えば、身分証明証として個人番号カードを希望するという方もいるかと思うので、そういった情報提供をしたほうが親切であるかと思うが、いかがか。

鹿島市民担当 参事 そちらも合わせて周知していきます。なお、運転免許証の自主返納の方については、確かに身分証明証となるものがなくなることで、住民基本台帳カードの発行手数料を無料としていますが、個人番号カードについては、まだその点の協議・打ち合わせをしていませんので、今後協議が必要になってくるものと考えています。

小林委員 12桁のマイナンバーを覚えている人もなかなかいないかと思うが、マイナンバーの記入が求められている社会保障・税・災害対策の3分野にはどういったものがあるのか。

鹿島市民担当 参事 3分野で活用していくことは決められていますが、詳細については、これからであると考えます。来年1月からは個人番号を税申告等に使うことは明確にされていますが、具体的にどう使うかということはまだ示されていない状況です。

小林委員 雇用主に対しても、源泉徴収票の関係で記載されるため、家族全員の分

を届けなくてはならないという理解でよいか。

鹿島市民担当

そのとおりです。

参事

【質疑終結】

【意 見】

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第82号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場から意見を申し上げます。

マイナンバー制度に関連しての手数料条例の一部改正ということですが、通知カードについてもマイナンバーカードについても個人できちんと管理をしてほしいということであり個人の責任が問われてくる事態になっています。不正利用等の被害が生じた場合での利便性・安全性だけを強調して利用拡大を進めていこうとしているわけですけれども、自己責任として切り捨てていくようなことは許されないと思います。また、市役所としても、日本年金機構の個人情報漏えい事件にもあるように、システム上・運用上の不備を原因とした情報流出が起きれば、市役所が対応の矢面に立たされてしまうことになると思います。また、マイナンバーカードの盗難・亡失による被害・発行地点でのなりすまし、ブラック企業による不正利用、倒産等に伴い適正な情報管理がなされなくなるとか、雇用先や企業を通じた情報流失についても完全に否定できないような状況になって

います。そうしたことから、議案第82号には反対いたします。

西沢委員

所沢市議会公明党を代表して、議案第82号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」賛成の立場から意見を申し上げます。

今後、通知カードの発行を受けても紛失等をする方が出ることが予想され、必ずしも個人番号カードの発行については通知カードがなくても発行できるという運用実態を考えると、今後、通知カードがなくても個人番号カードを受け取ることができることを周知徹底していただくことを求めて賛成といたします。

入沢委員

自由民主党・無所属の会を代表しまして、議案第82号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の手数料条例の改正につきましても、いよいよ始まる通知カード及び個人番号カードの交付事務の準備として、再交付についてかかる手数料について規定するものでありますが、国からの通知により、初回は国庫補助の対象となっていますが、発行主体のミスによるICチップの破損、また再交付がやむを得ないと認められる以外の場合、紛失や自己過失による破損等で再交付をする場合ですが、国庫補助の対象とならないため、それぞれの原価等の相当経費を再交付手数料として負担していただくことは当然と思われまますので、賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第82号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第85号「東所沢駅第4自転車駐車場の指定管理者の指定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

大石委員

選定された企業は、応募の内容として所沢市民の100%雇用の促進や管理員の所沢市民の100%採用を目指すとあるが、実際に、狭山ヶ丘駅東口第1自転車駐車場ではこのような形で実施されているのか。

吉野交通安全
担当参事

狭山ヶ丘駅東口第1自転車駐車場の採用状況については、現在、75%、4人のうち3人までは市民を優先して採用しています。

大石委員

今回、応募のあった4者は所沢市に本店や営業所がないようだが、市内業者が応募してこない状況になっている原因はどのように分析しているのか。

吉野交通安全
担当参事

詳しい分析はしていませんが、あらかじめ説明会に10者が参加され、その10者の中にも市内の事業者が1者もありませんでした。恐らく、情報自体を周知している中で、条件等を見て市内の事業者は手を挙げられない状況であったものと判断しています。

西沢委員 今回指定管理による管理とする以前は、民間駐車場だったかと思うが、契約形態や契約期間について詳しく教えてほしい。

吉野交通安全
担当参事 以前に管理運営を行っていたところは、公益財団法人自転車駐車場整備センターですが、そこに委託したいきさつとしては、平成12年9月に施設の設置及び運営に関する協定を結びました。当時、市としては、市内の放置自転車対策として自転車駐車場の設置を検討しており、そうした折に専門の民間団体である公益財団法人自転車駐車場整備センターに相談しました。当初はおおむね契約期間15年という協定内容でしたが、期限の近づいた去年・一昨年と協議をし、覚書を変更し、平成28年3月31日をもって駐車場が市へ無償譲渡されることとなりました。

それを受け、平成28年度から市営自転車駐車場とすることとしたため、今年度、条例に基づき、議会にお諮りしているものです。

西沢委員 この場所は市有地ということか。

吉野交通安全
担当参事 そのとおりです。

西沢委員 平成13年に公益財団法人自転車駐車場整備センターがここに駐輪場を設置したときの費用負担についてはどうなっているのか。

吉野交通安全
担当参事

自転車駐車場の建設については、建設費1億5,000万円のうち5,000万円を公益財団法人自転車駐車場整備センターで負担していただきました。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第85号については、全会一致、可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第75号「一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（市民部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【議案第75号市民部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時11分）

（説明員交代）

再 開（午前10時17分）

【議 事】

○議案第75号「一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（教育委員会）

【補足説明】 なし

【質 疑】

小林委員

英語教育強化事業は、平成28年2月までに2回実施するとのことであり、県支出金による事業だが、それ以降はやらないということか。

長岡教育センター担当参事

今年度、上新井小学校と小手指中学校で英語教育強化事業を1回ずつ行います。そして来年度も、まだ見込みの段階ですが、同じように事業を行っていく予定になっています。

小林委員

来年度も2校ということは、毎年2校ずつ行っていくという理解でよいのか。

長岡教育センター担当参事

2年という話であり、今年度と来年度の2年間の予定です。

荻野委員

英語教育強化事業について、消耗品費が10万円となっているが具体的にどういったものか。

長岡教育センター担当参事	消耗品費の内訳ですが、研究用図書購入費、発表用の用紙代、記録用のDVD等を購入する予定です。
小林委員	県支出金で行う事業だが、これは県から実施依頼があつて行う事業なのか。
長岡教育センター担当参事	文部科学省が都道府県に委託し、埼玉県から所沢市に再委託されたものです。
小林委員	教員が研修を受けて、この2校で公開授業を行うのか。
長岡教育センター担当参事	授業公開という形で研究授業を行います。
小林委員	その前の教員の研修はどのように行われるのか。
長岡教育センター担当参事	東京学芸大学の教授に指導していただきます。授業に向けて、指導案作成、授業づくりを、事前にメールでのやりとりでご指導いただくものです。また、学校においても英語の授業の充実ということで校内研修を行います。

【議案第75号教育委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時20分）

（説明員交代）

再 開（午前10時24分）

○議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

【意見】

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第75号「平成27年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」について反対の立場から意見を申し上げます。

戸籍住民基本台帳事務費について、財源変更ということですが、手数料2,000円と入っておりますが、議案第82号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」も、マイナンバー制度の関係で反対しておりますので、反対いたします。

入沢委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第75号に賛成の立場から意見を申し上げます。

戸籍住民基本台帳事務費に関して、番号法ですが、特定個人情報保護評価をはじめ、個人情報保護のため、必要な措置が講じられるよう規定されておまして、運営に関する手続き管理は厳正に行われるものとしておりますので、賛成といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第75号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のと

おり可決すべきものと決する。

散 会 （午前10時28分）

（散会后、協議会を開催し、所管事務調査について協議した。）